

第 4 期八戸市地域福祉計画の策定方針について

1 計画の位置づけ、他の分野別計画等との関係

- ・八戸市総合計画を上位とした社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画
- ・再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年（2016 年）法律第 104 号）第 8 条に規定する地方再犯防止推進計画を包含した計画
- ・高齢者や障害者、子ども・子育て等の各福祉分野における上位計画
- ・八戸市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも相互に連携を図る。

2 計画期間及び策定体制

- (1) 計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度（5 か年）
- (2) 策定体制：庁内ワーキングチームにおいて計画素案を作成し、八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会における調査審議を経て計画案を決定する。

3 策定方針

- (1) 第 3 期八戸市地域福祉計画をベースに、改正社会福祉法（平成 30 年 4 月施行、令和 3 年 4 月施行）により市町村地域福祉計画に記載すべき事項として追加された次の 2 点を新たに盛り込み、法上の要件を担保する。
 - ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（法第 107 条第 1 項第 1 号）
 - ② 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（法第 107 条第 1 項第 5 号）
- (2) P D C A サイクルを用いた計画の適切な進行管理のため、基本目標ごとに評価指標を設定する。

【参考】社会福祉法第 107 条（抄）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4 スケジュール

時期	内容
令和3年10月8日	令和3年度 第1回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 ・計画原案の審議
令和3年11月15日	令和3年度 第2回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 ・計画原案の審議
令和3年12月	計画原案に対する市民からの意見募集 (パブリックコメント)
令和4年1月25日	令和3年度 第3回 八戸市健康福祉審議会 社会福祉専門分科会 ・計画最終案の審議・決定
令和4年2月15日	八戸市子ども・子育て会議 ・計画の策定報告
令和4年2月16日	市議会民生協議会 ・計画の策定報告
令和4年3月16日	令和3年度 第1回 八戸市健康福祉審議会 ・計画の策定報告